

報告第4号

令和3年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月28日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分する。

令和3年5月31日

恵庭市長 原 田 裕

令和3年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,662,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道 支 出 金		4,861,196	8,338	4,869,534
	1. 道 補 助 金	4,861,196	8,338	4,869,534
歳 入	合 計	6,654,309	8,338	6,662,647

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 前 年 度 繰 上 充 用 金		0	8,338	8,338
	1. 前 年 度 繰 上 充 用 金	0	8,338	8,338
歳 出	合 計	6,654,309	8,338	6,662,647

令和 3 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 道 支 出 金	千円 4,861,196	千円 8,338	千円 4,869,534
歳 入 合 計	6,654,309	8,338	6,662,647

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 前 年 度 繰 上 充 用 金	千円 0	千円 8,338	千円 8,338	千円 0	千円 8,338	千円 0	千円 0	千円 0
歳 出 合 計	6,654,309	8,338	6,662,647	0	8,338	0	0	0

2. 歳入

(款) 2 道支出金

(項) 1 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	千円 4,861,196	千円 8,338	千円 4,869,534	2 保険給付費等 交付金 (特別交付金)	千円 8,338	特別調整交付金分(市町村向け) 千円 8,338
計	4,861,196	8,338	4,869,534			

3. 歳出

(款) 10 前年度繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 前年度繰上 充用金	千円 0	千円 8,338	千円 8,338	千円 8,338	千円	千円	千円	21 補償補填及 び賠償金	千円 8,338	1. 前年度繰上充用金 (8,338) 補償補填及び賠償金 8,338
計	0	8,338	8,338	8,338						

説明資料

(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
10 前年度繰上充用金	1 前年度繰上充用金	1 前年度繰上充用金	1 前年度繰上充用金	8,338		8,338					令和2年度国民健康保険特別会計に充用した繰上充用金
合計				8,338	0	8,338	0	0	0		

議案第11号

恵庭市個人情報保護条例及び恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

恵庭市個人情報保護条例及び恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年6月28日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市個人情報保護条例及び恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(恵庭市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 恵庭市個人情報保護条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第9条第3項中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第21条の3中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第24条第1項第3号から第5号までの規定中「容認」を「認容」に改める。

(恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

恵庭市個人情報保護条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（個人情報取扱事務の届出）</p> <p>第8条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、<u>前各項</u>の規定による届出を受理したときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を実施機関内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものへ提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供を</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（個人情報取扱事務の届出）</p> <p>第8条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、<u>前3項</u>の規定による届出を受理したときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を実施機関内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものへ提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供を</p>

現行	改正案
<p>するときは、その旨を市長に届け出るとともに、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう適正な<u>取り扱い</u>について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 9 条の 2～第 20 条の 2 (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第 21 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第 22 条・第 23 条 (略)</p> <p>(救済手続)</p> <p>第 24 条 実施機関は、第 15 条第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項又は第 21 条第 1 項の決定について行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定に基づく審査請求があったときは、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を</p>	<p>するときは、その旨を市長に届け出るとともに、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう適正な<u>取扱い</u>について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 9 条の 2～第 20 条の 2 (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第 21 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第 22 条・第 23 条 (略)</p> <p>(救済手続)</p> <p>第 24 条 実施機関は、第 15 条第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項又は第 21 条第 1 項の決定について行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定に基づく審査請求があったときは、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を</p>

現行	改正案
<p>尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を<u>容認</u>し、当該審査請求に係る保有個人情報¹の訂正をするとき。</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を<u>容認</u>し、当該審査請求に係る保有個人情報¹の削除をするとき。</p> <p>(5) 裁決で、審査請求の全部を<u>容認</u>し、当該審査請求に係る保有個人情報¹の利用停止をするとき。</p> <p>第 25 条～第 31 条 (略)</p>	<p>尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を<u>認容</u>し、当該審査請求に係る保有個人情報¹の訂正をするとき。</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を<u>認容</u>し、当該審査請求に係る保有個人情報¹の削除をするとき。</p> <p>(5) 裁決で、審査請求の全部を<u>認容</u>し、当該審査請求に係る保有個人情報¹の利用停止をするとき。</p> <p>第 25 条～第 31 条 (略)</p>

恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（抄）＜第 2 条関係＞

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定による個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号の規定による特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 4 条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 6 条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定による個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号の規定による特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 4 条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 6 条 (略)</p>

議案第12号

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部改正
について

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を次の
とおり改正することについて議決を求める。

令和3年6月28日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改
正する条例

(恵庭市黄金ふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 恵庭市黄金ふれあいセンター条例(平成24年条例第8号)の一部を次のように改正
する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第2号中「附属施設」を「附属設備」に、「き損」を「毀損」に改める。

第15条第2項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1
号として次の1号を加える。

(1) 第1条に掲げるセンターの設置目的を達成するために行う事業に関する業務

(恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部改正)

第2条 恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例(平成28年条例第26号)の一部を次のよう

に改正する。

第5条第2号中「附属施設」を「附属設備」に改める。

第13条を次のように改める。

(運営協議会)

第13条 委員会は、施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置することができる。

第14条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 運営協議会の運営に関する業務

第14条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 第1条に掲げる施設の設置目的を達成するために行う事業に関する業務

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

恵庭市黄金ふれあいセンター条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 <u>センターに、センター長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>第5条（略）</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 建物、<u>附属施設</u>又は備付物品その他これらに類するものを<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失するおそれがある場合</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第7条～第14条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第15条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条（略）</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 建物、<u>附属設備</u>又は備付物品その他これらに類するものを<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失するおそれがある場合</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第7条～第14条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第15条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規</p>

現行	改正案
<p>定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条・第17条 (略)</p>	<p>定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>第1条に掲げるセンターの設置目的を達成するために行う事業に関する業務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条・第17条 (略)</p>

恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設の入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 建物、<u>附属施設</u>又は備付物品その他これらに類するものを毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがある場合</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>（<u>運営に関する協議</u>）</p> <p>第13条 <u>委員会は、施設の運営上必要な事項については、関係団体と協議するものとする。</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条 委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることがで</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設の入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 建物、<u>附属設備</u>又は備付物品その他これらに類するものを毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがある場合</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>（<u>運営協議会</u>）</p> <p>第13条 <u>委員会は、施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置することができる。</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条 委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることがで</p>

現行	改正案
<p>きる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる業務のほか、施設の管理運営上必要があると認められる業務</p> <p>3 (略)</p> <p>第15条・第16条 (略)</p>	<p>きる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>第1条</u>に掲げる施設の設置目的を達成するために行う事業に関する業務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>運営協議会の運営に関する業務</u></p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げる業務のほか、施設の管理運営上必要があると認められる業務</p> <p>3 (略)</p> <p>第15条・第16条 (略)</p>

議案第13号

恵庭小学校（管理棟）長寿命化改修工事の内建築工事の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定により、恵庭小学校（管理棟）長寿命化改修工事の内建築工事の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和3年6月28日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 工 事 名 恵庭小学校（管理棟）長寿命化改修工事の内建築工事
- 2 契 約 金 額 315,150,000円
- 3 契約の相手方 恵庭市泉町26番地
恵庭建設株式会社
代表取締役 本 庄 武 則
- 4 契約の方法 4者による事後審査型条件付一般競争入札

事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

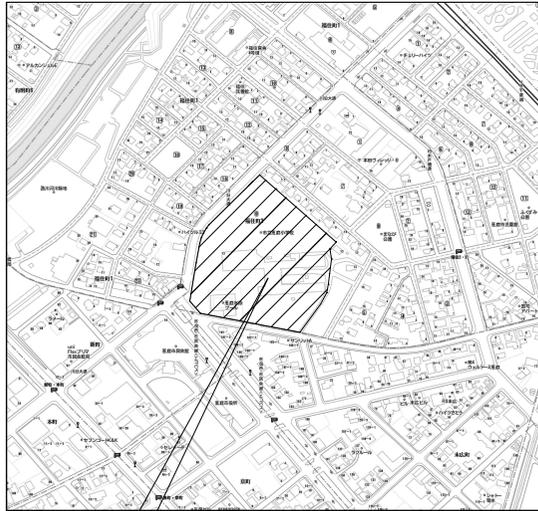
恵庭建設株式会社

株式会社玉川組

株式会社よねざわ工業

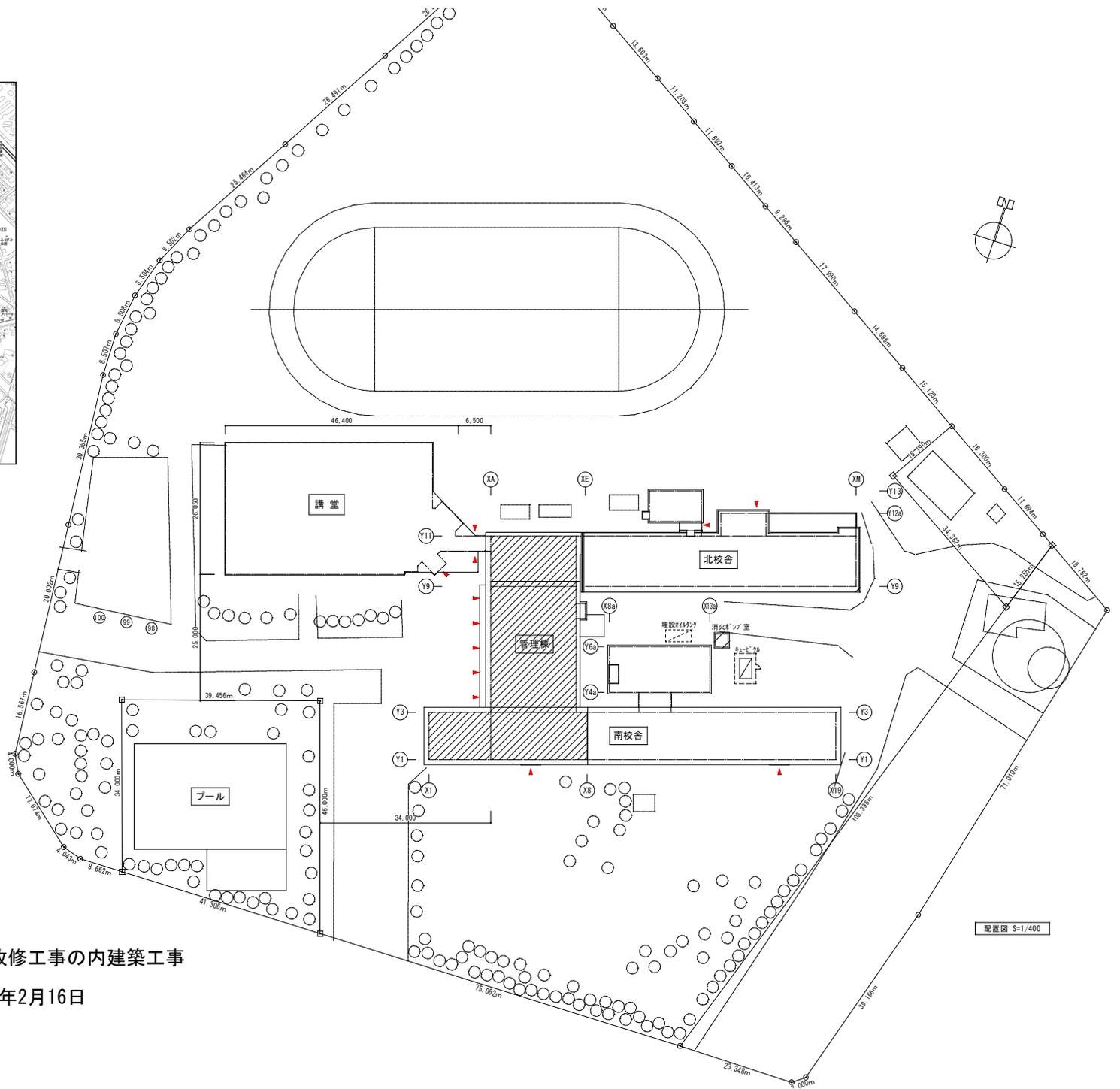
郷土建設株式会社

以上 4者



施工場所：恵庭市福住町2丁目9番13（恵庭小学校）

附近見取図



配置図 S-1/400

工事概要

- 工事名 : 恵庭小学校（管理棟）長寿命化改修工事の内建築工事
- 建設場所 : 恵庭市福住2丁目9番13
- 工期 : 契約を締結した日の翌日～令和4年2月16日
- 工事種別 : 建築工事一式
 機械設備工事一式（別発注）
 電気設備工事一式（別発注）

議案第14号

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ636,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,273,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和3年6月28日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		5,847,031	23,814	5,870,845
	2. 国庫補助金	1,749,165	23,814	1,772,979
17. 道支出金		2,679,424	609,218	3,288,642
	1. 道負担金	1,868,072	566,123	2,434,195
	2. 道補助金	642,478	43,095	685,573
21. 繰越金		243,083	2,163	245,246
	1. 繰越金	243,083	2,163	245,246
22. 諸収入		597,508	1,300	598,808
	5. 雑収入	487,777	1,300	489,077
歳入	合 計	29,636,628	636,495	30,273,123

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,353,320	592,100	4,945,420
	1. 総務管理費	4,134,769	589,937	4,724,706
	3. 戸籍住民基本台帳費	92,869	2,163	95,032
6. 農林水産業費		513,653	43,095	556,748
	1. 農林費	513,653	43,095	556,748
9. 消防費		252,418	1,300	253,718
	1. 消防費	252,418	1,300	253,718
歳出	合 計	29,636,628	636,495	30,273,123

第 二 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度市勢要覧制作事業	令和3年度～4年度	3,432

令和 3年度恵庭市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	5,847,031	23,814	5,870,845
17. 道支出金	2,679,424	609,218	3,288,642
21. 繰越金	243,083	2,163	245,246
22. 諸収入	597,508	1,300	598,808
歳入合計	29,636,628	636,495	30,273,123

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,353,320	592,100	4,945,420	23,814	566,123	0	0	2,163
6. 農林水産業費	513,653	43,095	556,748	0	43,095	0	0	0
9. 消防費	252,418	1,300	253,718	0	0	0	1,300	0
歳出合計	29,636,628	636,495	30,273,123	23,814	609,218	0	1,300	2,163

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助金	千円 744,222	千円 23,814	千円 768,036	1 総務費補助金	千円 23,814	生活困窮者自立支援金支給事務費 生活困窮者自立支援金支給事業費
計	1,749,165	23,814	1,772,979			千円 7,914 15,900

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 総務費負担金	千円 266,314	千円 566,123	千円 832,437	1 総務費負担金	千円 566,123	感染防止対策協力支援金支給事業費 感染防止対策協力支援金支給事務費
計	1,868,072	566,123	2,434,195			千円 558,450 7,673

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費 補助金	千円 207,835	千円 43,095	千円 250,930	1 農業費補助金	千円 43,095	水田麦・大豆産地生産性向上事業費
計	642,478	43,095	685,573			千円 43,095

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 243,083	千円 2,163	千円 245,246	1 繰越金	千円 2,163	繰越金
計	243,083	2,163	245,246			千円 2,163

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	千円 487,777	千円 1,300	千円 489,077	11 雑入	千円 1,300	コミュニティ助成金(基地・防災課) 千円 1,300
計	487,777	1,300	489,077			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
17 諸 費	千円 1,603,303	千円 589,937	千円 2,193,240	千円 589,937	千円	千円	千円		千円		
				国 道				1 報 酬	1,092	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (589,937)	
										報酬	1,092
								3 職員手当等	4,586	職員手当等	4,586
										共済費	206
								4 共 済 費	206	旅費	35
										費用弁償 (通勤)	35
								8 旅 費	35	需用費	1,922
										消耗品費	1,186
								10 需 用 費	1,922	印刷製本費	736
										役務費	1,357
								11 役 務 費	1,357	通信運搬費	357
										広告料	765
								12 委 託 料	5,840	手数料	235
										委託料	5,840
								13 使用料及び 賃 借 料	549	使用料及び賃借料	549
								18 負担金補助 及び交付金	558,450	負担金補助及び交付金	558,450
								19 扶 助 費	15,900	扶助費	15,900
										4-15. 感染防止対策協力支援金支給事業費(566,123)	
										報酬	1,092
										職員手当等	3,782
										共済費	206
										旅費	35
										費用弁償 (通勤)	35
										需用費	1,586
										消耗品費	986
										印刷製本費	600
										役務費	872
										通信運搬費	300
										広告料	440

										手数料	132
										使用料及び賃借料	100
										負担金補助及び交付金	558,450
										感染防止対策協力支援金	558,450
										4-16. 生活困窮者自立支援金支給事業費	(23,814)
										職員手当等	804
										需用費	336
										消耗品費	200
										印刷製本費	136
										役務費	485
										通信運搬費	57
										広告料	325
										手数料	103
										委託料	5,840
										支援金支給業務運用委託	
										使用料及び賃借料	449
										扶助費	15,900
										生活困窮者自立支援金	15,900
計	1,603,303	589,937	2,193,240	589,937							

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1戸籍住民 基本台帳費	千円 92,869	千円 2,163	千円 95,032	千円	千円	千円	千円 2,163	10需用費	千円 297	2. 住居表示事業費 (2,163)
								12委託料	1,866	需用費 297 消耗品費 198 印刷製本費 99 委託料 1,866 西島松地区一部町名変更委託 住民記録システム町名変更委託 戸籍総合システム町名変更委託
計	92,869	2,163	95,032				2,163			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	千円 110,907	千円 43,095	千円 154,002	千円 43,095	千円	千円	千円	18 負担金補助 及び交付金	千円 43,095	千円 4. 農業振興対策事業費 (43,095) 負担金補助及び交付金 43,095 水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 43,095
計	110,907	43,095	154,002	43,095						

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
5 災害対策費	千円 7,479	千円 1,300	千円 8,779	千円	千円	千円 1,300	千円	18 負担金補助 及び交付金	千円 1,300	千円 1. 災害対策費 (1,300) 負担金補助及び交付金 1,300 コミュニティ助成事業補助金 1,300
計	7,479	1,300	8,779			1,300				

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
2	総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-15 感染防止対策協力支援金支給事業費	566,123		566,123				飲食店等を対象とした休業・営業時間短縮要請への協力支援金の増額
2	総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-16 生活困窮者自立支援金支給事業費	23,814	23,814					新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者世帯への自立支援金の支給
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	2 住居表示事業費	2,163					2,163	西島松地区の一部町名変更に伴う事業費の増額
6	農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	4 農業振興対策事業費	43,095		43,095				水田麦・大豆産地生産性向上事業の実施による増額
9	消防費	1 消防費	5 災害対策費	1 災害対策費	1,300				1,300		コミュニティ助成事業採択による事業費の増額
合計					636,495	23,814	609,218	0	1,300	2,163	一般財源の内訳 繰越金 2,163

